

令和2年度「食品表示適正化強化月間」実施結果(夏期)

1 食品表示監視指導

(1)合同監視

食品の監視にあたり、複数の対象法令担当者が合同で実施する監視を、「合同監視」と位置づけ、令和2年7月(夏期)の月間に立入検査実施250回(令和元年度比65%)、延べ16,443品目(同58%)を監視したところ、延べ210品目(同88%)の不適正表示を発見し、製造者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。また、本年も食材偽装を対象としたメニュー表示に係る監視を加え実施した。

※実施回数は県が実施した回数。調査品目数・不適正品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	不適率
令和2年度夏期	250	16,443	210	1.3%
令和元年度夏期	386	28,284	239	0.8%
平成30年度夏期	408	28,487	437	1.5%

(2)月間中の各法令に基づく監視

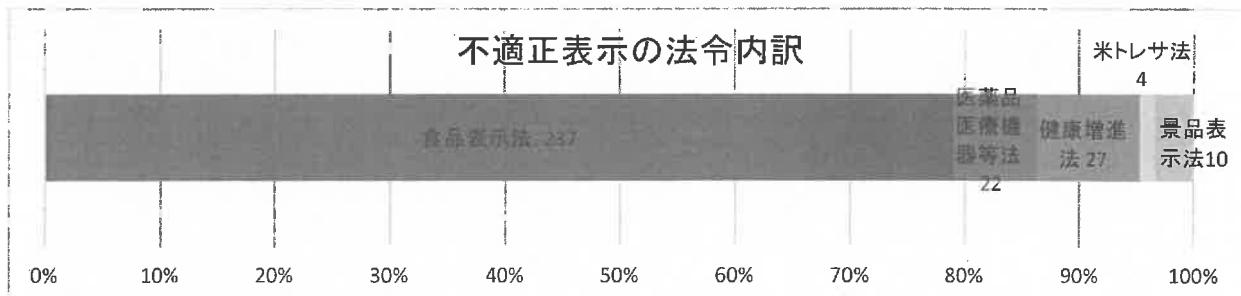
各法令に基づく全立入検査実施回数(単独法令に基づく監視に上記の合同監視を加えた立入検査実施回数)は、1,061回(令和元年度比68%)、延べ18,043品目(同62%)であり、延べ300品目(同114%)の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

※食品表示法、医薬品医療機器等法、健康増進法の実施回数及び品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

法令	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	
食品表示法	400	9,045	237	
医薬品医療機器等法	170	2,755	22	
健康増進法	123	2,905	27	
米トレーサビリティ法	225	1,152	4	
景品表示法	143	2,186	10	不適率
合計	1,061	18,043	300	1.7%
令和元年度同期	1,554	29,071	264	0.9%

(3)不適正表示について

- ・食品表示法に基づく表示の不適は、生鮮食品の「名称」、「原産地」、加工食品の「表示欠落」、「食品関連事業者の事項名の不備」等の表示不備が多かった。
- ・健康増進法に基づく表示の不適は、「健康の保持増進」、「疾病予防」を占める内容を記載したことが多かった。
- ・医薬品医療機器等法に基づく表示の不適は、「医薬品的な効能効果」等の標ぼうであった。
- ・米トレーサビリティ法に基づく表示の不適は、「原料米の表示不備」「米の産地情報が消費者へ伝達されていない」等であった。
- ・景品表示法に基づく表示の不適は、「根拠の不明確な優良性の表示」であった。



2 食品表示の適正化に関する活動

(1)食品表示関連法令講習会

食品事業者、一般消費者を対象に開催した講習会を開催し、適正表示について説明を行った。

※岐阜市保健所実施分を含む。

対象者	実施回数	参加人数
事業者	14	612
一般消費者	0	0